

西多摩武蔵野会

会 則

西多摩武蔵野会 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会の名称は「西多摩武蔵野会」(略称を武蔵野会)と称し、英文の表記は、Nishitama-Musashino Railway Model Club と称する。

第2条 (目 的)

- ① 本会の活動を通じて、仲間と伴に広い場所で走らせる事の喜びと運転会の楽しさを実感し、鉄道模型の楽しみを充実させると共に、その楽しさを広くアピールし続ける。
- ② 明るく、楽しく、開かれた会の運営に努め続ける。
- ③ 同じ趣味を持つ仲間を尊重し、明るく楽しい活動を通して会員相互の知識・技術の向上を手助けし、会としても向上に努める。
- ④ 物作りの技術・楽しさ、鉄道模型の楽しさ素晴らしさを次の世代に伝えて行く。
- ⑤ 閉鎖的でなく「公開」と言う姿勢に立ち、鉄道模型の楽しさをアピールし欧米の様な大人の趣味としての認知度向上に努める。
- ⑥ 鉄道模型趣味を通して運転会開催等により、子供達に夢を与え地域活性化に可能な限り協力し、地域社会に貢献し続ける。

第3条 (構 成)

本会は西多摩武蔵野会会員及び本会に協力する団体・個人により構成される。

第4条 (設 立)

本会は、鉄道模型(Nゲージ)を趣味として行う者、又は行おうとする個人の便宣を図り、第2条の目的を遂行する為に設立し運営する。

第5条 (会 則)

この規約は、西多摩武蔵野会会則(以下「本会則」という)として定めたものであり、本会の最高規約である。

従って、本会で定める他の規約は本会則に反してはならない。

- ① 本会則は別項の定めにより、改定する事が出来るが特定の会員が利益及び不利益にならぬ様、細心の注意をはらう。
- ② 本会則には、本会の運営に支障とならない為に、項目に漏れ無き様に、又その解釈が複雑にならぬ様に留意し制定・改定しなければならない。
- ③ 本会則は会の運営が恒久的に円滑で行く為、また本会及び会員が更なる発展を遂げられる為に、本会の安定した基盤を目指し制定する。

第6条 (活 動)

第2条の目的遂行の為に次の活動を行う。

- ① 年2回、原則として春及び夏に公開運転会を開催する。
- ② ①項の運転会終了後にミーティングを実施する。
- ③ その他、必要に応じてミーティングを行う。
- ④ 要請に応じ、必要があれば協議の上、運転会を開催する。
- ⑤ 要請に応じ、目的に適合した会員相互の親睦を図るべく行事を開催する。
- ⑥ 要請に応じ、目的に適合した技術力向上、情報収集、撮影・取材、展示会及びイベントの見学・参加、情報交換、座談会、展示等の行事を開催する。
- ⑦ 要請に応じ、目的に適合した、鉄道模型を通じた地域・社会に貢献できる行事への参加。

尚、この場合会員への人的負担が予測出来る場合及び当会にとって重要な事項と判断される場合は、役員会又は会員の決議により決定する。

- ⑧ 鉄道模型の普及、認知度向上が見込め、当会のPRとなる場合、要請される行事への参加、資料の提供及びマスコミ等の取材要請に応える。

尚、この場合会員への人的負担が予測出来る場合及び当会にとって重要な事項と判断される場合は、役員会又は会員の決議により決定する。

- ⑨ 他団体との交流活動・模型運転会視察及び表敬訪問・支援・技術指導等を行う。
- ⑩ 当会ホームページ上に活動の最新情報等を開示し、鉄道模型の普及と会のPRを実施する。
- ⑪ その他、必要と認められる活動。

第7条 (方 針)

第2条に定める目的を達成するため、又第6条に定める活動を展開するべく本会として運営基本方針（以下、方針）を定める。

私達、西多摩武蔵野会は、

- 1)多くの仲間と共に広い場所で走らせる事の喜びと運転会の楽しさを実感すると共に楽しさを広くアピールし続けます。
- 2)明るく、楽しく、開かれた会の運営に努め続けます。
- 3)同じ趣味を持つ仲間を尊重し、明るく楽しい活動を通して各人の知識・技術の向上を手助けし、会としても向上に努めます。
- 4)閉鎖的でなく「公開」と言う姿勢に立ち、鉄道模型の楽しさをアピールし欧米の様に大人の趣味としての認知度向上に努めます。
- 5)この趣味を通して運転会開催等により、子供達に夢を与え地域活性化に可能な限り協力し、地域社会に貢献し続けます。

第8条（運営費）

本会の運営費は、会員が納付する会費、及び臨時会費、寄付金による。

第9条（提 案）

本会の運営・行事・企画等について、会員は提案・提言する事が出来る。

- ① 目的・内容を明らかにし、役員に書面又は口頭で申し入れる。
- ② 受け付けた役員は、役員会に提議し審議する。
- ③ 内容により、役員会で重要と判断される場合は、会員全員で審議し採決する。

第10条（分割・合併・休会・廃会）

やむを得ぬ事情がある場合、本会を分割又は他団体との合併吸収や、休会・廃会とする事が出来る。

この場合、役員会の決議と会員の決議により、承認された場合のみ発効出来るものとする。

第11条（資 産）

会員から徴収した会費により、共有の財産として必要な機材等を購入し、会の資産とする。

尚、会員が退会した際でも、原則資産分与はしないものとする。

但し、本会が第10条の決議により、分割・休会・廃会する場合には、各会員に対して資産を明らかにした上で、資産分与を行うものとする。

第2章 会 員

第12条 (会 員)

第13条の入会資格各条件を満たし、会費を納入する者は本会の会員とする。
但し、特別な理由により本会として認める場合は除外とする。

第13条 (入会の資格)

- 1) 次に掲げる項目を全ての項目を満たしている者は、本会の会員となれる。
 - ① 鉄道模型 (Nゲージ) を趣味として現在楽しんでいる者、又はこれから楽しもうとしている者。
 - ② 本会則、第2条 (目的) 及び会の方針に賛同する者。
 - ③ 社会的な常識・マナーを持ち、協調性のある者。
 - ④ 原則、満20歳以上の成人であること。
但し、下記に該当し入会を会長が権限により許可する場合は特例として、この限りではない。
 1. 満20歳未満であっても会員の家族・親族、その他これに準ずる関係にあること。
この場合、紹介した会員が保護責任を負うものとする。
 2. 満20歳未満であっても、就労しており収入があり、会費納入が可能であること。
 3. 上記、1項・2項に該当する場合、保護者の同意を必要とする。
 - ⑤ 定められた会費を納入する事を承諾する者。
- 2) その他
 - ① 本会に入会しようとする者は、何人も性別・人種・宗教・思想・出身国 (国籍) 等にとらわれる事なく、会員となる資格を拒まれない。

第14条 (入会の是非)

- ① 入会希望者は、本会の行事・活動を見学した上で、入会の意志を再確認し、本人が第13条の入会資格に該当するかを確認・検証し、会長又は役員と面談の上で入会の可否を決定する。
- ② 第13条の入会資格を有していても、①項の面談により入会を否決する場合、本人の立場を尊重し、その理由を本人に通告しなければならない。

第15条（入会の制限）

第13条の入会資格を有する場合でも、本会の活動・行事の運営上、新規会員を受入れる事により、本会の活動・運営及びサービス提供に支障をきたす可能性がある場合には、会長の判断と権限により、新規会員の入会を停止する事が出来る。

第16条（入会の手続き）

第14条により入会を許可された場合、必要な手続きと会費の納入を経て、入会完了となり、会員になれる。

必要な手続きとは、次の通り。

- ① 本会所定の入会申込書に、必要事項を全て記入の上、事務局に提出する。
- ② 本会の本会則を受領し、説明を受ける。

第17条（個人情報の取扱い）

入会申込書や会員名簿に記載される個人情報は、会の連絡・会員間の親睦等に利用し、本会内での秘密事項に該当する。

本会の運営・活動に関連する事項以外での用途に、使用してはならない。

また、外部への公表・漏洩を厳禁とし、漏洩の防止に最大限の努力をする。

第18条（制限事項）

本会の会員であっても、各会員の個人的な鉄道模型に関する活動及び他の鉄道模型関連団体への加入は制限しない。

但し、その活動に措いて本会の名称を使用・公表する場合には、本会の承諾を必要とする。

第19条（会員の権利）

本会会員は次の権利を有する。

- ① 本会のサービスを受ける権利を有する。
- ② 本会で行なう行事及び活動への参加は、各個人の自由な意思で決定できる。いかなる者も参加を強制される事なく、又参加を強制する権限は有さない。
- ③ 本会に措いては、全員が平等の権利を有し、当然に別の定める義務を負う。但し、当会役員については本会則の定める範囲においてこの限りではない。
- ④ 本会の重要事項決定において、議決権・発言権を有し、行使する権利を有する。
- ⑤ 本会で行なう活動・行事に参加する権利を有する。但し、休会期間中の会員については、この限りでない。

- ⑥ 脱会及び休会する権利を有する。
脱会及び休会の手続きについては、別に定めるところによる。
- ⑦ 本会で所有する資産を使用する権利を有する。
- ⑧ 本会の運営及び活動に関する事項について、知る権利を有する。

第20条（会員の義務）

本会会員は次の義務を負う。

- ① 本会則及び別に設けた規約がある場合、その規約を遵守する義務を負う。
- ② 本会運営・維持に必要な会費を納付する義務を負う。
また、すみやかに納付すること。
納入時期及び金額については、別に規約を設けるものとする。
- ③ 本会の運営・活動に積極的に関与し、また協力すること。
- ④ 本会の運営及び活動上、必要な個人情報の提供。
- ⑤ 本会の運営及び活動に関して連絡を受けた場合、すみやかに連絡・回答する義務を負う。
- ⑥ 役員・その他の担当職務を積極的に遂行する義務を負う。
- ⑦ 本会のPRに努めること。
- ⑧ 本会の会員としてふさわしい品位と信用の保持に努めること。

第21条（会員への連絡）

会員への連絡は、電話、E-mail、本会ホームページ会員掲示板等により、適切・的確な方法により通知するものとする。

第22条（休会）

会員が自己都合により、本会に措ける活動を休止及び停止する場合には、会長又は事務局に申し出をし、休会届を書面又はE-mailにより提出する。
役員会で承認を得れば休会する事が出来る。

第23条（休会の取扱い）

- ① 休会が承認された場合、以後の会費の徴収はしない。
- ② 会費未納が1年の場合、その年度のみ自動的に休会の扱いとする。
- ③ 自己都合により休会を申請し、休会が承認された日から3年以上経過した場合は、自動的に退会とみなし、名簿から削除する。
但し、病気による長期療養等の特別な理由がある場合には、この限りでない。

- ④ 休会から復帰する場合は、会長又は事務局にその旨申し出をし、所定の休会復帰届を書面またはE-mailにより提出する。

第24条（退会）

- ① 会員が自己都合により退会する場合は、それを妨げない。
- ② 退会は会長又は事務局に、その旨を申し出る。
- ③ 役員会で過半数の決議により、承認された場合は手続きをとる。
- ④ 手続きは、退会届を指定の書面により提出する。
- ⑤ 会の資産については、資産分与は原則行なわない。
- ⑥ 本会への再入会は妨げないが、手続きは新規入会希望者の手順に従うものとする。
- ⑦ 会員本人が死亡した場合は、自動的に退会とする。

第25条（除名）

以下に該当する場合は、強制的に会員資格を剥奪し、除名処分とし会員名簿より削除する。

但しこの場合、会員の3分の2以上の賛成決議を必要とする。

- ① 会費を1年以上滞納、支払いが滞っている場合。
- ② 休会中の会員で、休会が承認された日から3年以上経過した場合。
- ③ 本会の名誉を傷つける行為があった場合。
- ④ 本会則に著しく反する行為があり、その後反省の色が見えず改善が見込めない場合。
- ⑤ 故意又は重大な過失により、本会及び会員に悪影響や危害を及ぼし、その後も反省の色が見えず、改善の見込みがない場合。
- ⑥ 本会及び本会行事等に関連し、暴力事件等の犯罪行為を引き起こした場合。
- ⑦ 本会の会員として不適格と認められた場合。

第3章 会 費

第26条（会費）

- ① 会員は下記、所定の会費を年度毎に納入（前納）しなければならない。
- ② 会費は次の様に定める。
年額 5,000円とする。

- ③ 納入方法は原則、本会の行事開催時又は個別に一括又は分割で、且つ通貨を現金で納入するものとする。
- ④ 一度納入した会費は、特別な理由の無い限り返還しない。
- ⑤ 年度の中途に入会した場合でも、入会月に関わらず所定の1年分を納付する。
- ⑥ 会費の運営期間は、毎年1月1日から12月31日までを1年度とする。
- ⑦ 徴収した会費は、年2回の定例運転会会場費用を、はじめ会員に提供するサービスに使用する備品・消耗品及び本会の運営に要する費用に限定し充当する。
- ⑧ 自己都合により退会した場合でも、既に納付した会費は返還しない。

第27条（会費の改定）

本会の会費及び徴収方法は、変更・改定出来るものとする。
この場合、役員会での決議と会員の決議により成立する。

第4章 決 議

第28条（決 議）

本会の重要事項は会員の決議によって決定される。

- ① 本会則に記載される事項、諸規則、諸規定の制定、改定及び廃止。
- ② 退会・除名に関する事項。
- ③ 本会の運営に関する事項。
- ④ 組織の制定、改定及び廃止に関する事項。
- ⑤ 役員任免に関する事項。
- ⑥ 行事・活動及び方針に関する事項。
- ⑦ 会費に関する事項。
- ⑧ 決算、予算等、本会の財務に関する事項。
- ⑨ 役員会及び会員からの提案に関する事項。
- ⑩ 本会の分割、吸収及び休会、廃会に関する事項。
- ⑪ その他、本会として重要と思われる事項。

第29条（議決権）

本会での決議に際し、行使出来る議決権は、1会員当り1票とする。

第30条 (会 合)

第28条で定める事項について採決する場合、会員ミーティング又はこれに代わる手段により採決し決定される。

議題については、可能な限り事前に周知する。

第31条 (記 録)

第30条により審議した事項について、その採決の可否に関わらず議事録等により記録及び履歴を残す。

また、採決時に欠席した会員を含めた全会員に、別途内容を事務局より報告する。

第32条 (記録の保管)

第31条で定めた記録の保管は、5年間とし、事務局で責任を持って保管する。

第33条 (採 決)

- ① 原則として、各議題についての採決は、全会員の3分の2以上が参加し、過半数以上の賛成により決定される。
- ② 例外については、本会則の定めによる。
- ③ 可否同数の場合については、会長の決するところによる。

第5章 役 員 会

第34条 (役 員)

本会を円滑に運営するために、役員を置き、役員会を設置する。

第35条 (役員構成)

会 長	1 名
会長補佐	1 名
事 務 局	1 名
事務局補佐	1 名

以上を三役という。

第36条（役員会）

- ① 役員会は原則として、本会則及び会員の採決により決定された規約及び運営方針に従い、本会全体を統括して運営に当たる。
- ② 役員会は必要に応じて、開催するものとする。
- ③ 役員会は、会長・会長補佐・事務局・事務局補佐で運営し、会長の判断により他の補助役員も参加し開催・運営する。
- ④ 役員会は、本会の運営・活動に関する事項を審議し採決する。
また議題の内容により、本会則の定めるところにより、会員の採決で決定される。
- ⑤ 役員会は、本会の活動・運営に必要な事項の企画・立案を行う。

第37条（役員の兼任）

役員の兼任は、2 役まで認めるものとする。

第38条（役員の資格）

役員に任命する者の資格は、原則本会に2 年以上在籍している者とする。

但し、新規に設置する役職については、この限りでない。

第39条（新設組織及び補助役員）

本会を円滑に運営し、会員に対して木目細かなサービスを提供する上で、必要とされる場合、役員会で審議し会長の権限により組織（部又は分科会等）及び役職を新設する事が出来る。これを補助役員という。

尚、本会則制定時点において、既に新設している組織及び補助役員は次の通り。

県人会 会長 1 名

監 事 1 名

第40条（役員の職務分掌）

本会の各役員の職務分掌は次の様に定める。

1. 会 長

- ① 本会を代表し、その運営を管理する。
- ② 本会の諸活動の遂行について、常に適切な判断をし、指導性を発揮する。
- ③ 本会の全権を掌握し、会務を統括し、役員会・会員ミーティング、その他会合を召集し主宰する。
- ④ 会の会計に関する事項。
- ⑤ 会費に関する事項。

- ⑥ 本会則に基づく、最終決定権を掌握する。
- ⑦ 本会の運営に関する、渉外折衝。
- ⑧ 本会の資産管理及び備品の購入及び保管。
- ⑨ 本会の運営・活動に必要な事項の企画・立案。
- ⑩ 入会及び会員に関する事項。

2. 会長補佐

- ① 会長を補佐する。
- ② 会長が不在・事故ある場合・その職務を遂行不能な場合等に、また会長の委任がある場合、会長の職務を代行する。
- ③ 本会の運営・活動に必要な事項の企画・立案。

3. 事務局

本会の事務及び広報を行い、円滑な運営を行うべく事務局を設置する。

- ① 本会則で定められた記録の作成及び保管に関する事項。
- ② 通信事務を掌握する。
- ③ 入退会を管理する。
- ④ 会員の個人情報を取り扱い・管理に関する事項。
- ⑤ 会員への事務的サービスの提供。
- ⑥ 活動内容を外部にPRし、鉄道模型及び当会への認知度を向上、理解を求め
るべく広報活動を掌握する。
- ⑦ 本会則の作製、配布及び管理に関する事項。
- ⑧ 他団体との渉外折衝に関する事項。
- ⑨ 新会員の勧誘に関する事項。
- ⑩ 調査に関する事項。
- ⑪ 本会の運営・活動に必要な事項の企画・立案。
- ⑫ 会長からの特命事項の遂行。
- ⑬ その他の事項。

4. 事務局補佐

- ① 事務局の補佐に関する事項。
- ② 本会ホームページの作成と維持及び管理に関する事項。
- ③ 本会の活動・運営に関わるIT・システム技術に関する事項。
- ④ 原則運転会以外の行事の企画・立案及び運営に関する事項。

- ⑤ 上記の他、企画・運営に関する事項。

第41条（補助役員の職務分掌）

本会、補助役員の職務分掌は次の様に定める。

1. 県人会長

埼玉県在住会員のサービス向上と情報伝達及び各種連絡の更なる円滑化を目的とし、県人会を設置する。

- ① 埼玉県在住会員を統括する。
- ② 公開運転会時に一般来場者向け企画の立案と運営に関する事項。
- ③ 各役員の補佐に関する事項。
- ④ その他、企画・運営に関する事項。

2. 監事

本会の運営が、常に適正で透明に運営されているか、チェックする事を目的とし、監事を設置する。

- ① 会員の代表という立場とする。
- ② 本会の運営が適正か否かを確認・監視する。
- ③ 本会の財務、会計及び資産状況が適正か否か確認・監視する。
- ④ 本会の事務処理が適正に行われているかを確認・監視する。
- ⑤ 監査に関する事項。
- ⑥ 相談役に関する事項。

第42条（役員の任期）

役員の任期は、3年とする。

但し、再選は妨げない。

第43条（役員及び補助役員の選出）

役員及び補助役員の選出は、自選（立候補）・他薦（推薦）とするが、第38条の定めによる有資格者の中から選出する。

第44条（役員の任命）

第43条により選出した候補者は、役員会及び全員の採決により、任命する。

尚、自選・他薦共に候補者の無い場合は、会長の権限により任命する。

第44条（役員の任命）

第43条により選出した候補者は、役員会及び全員の採決により、任命する。
尚、自選・他薦共に候補者の無い場合は、会長の権限により任命する。

第6章 運 転 会

第45条（運転会の位置付け）

本会の定例行事として開催される「運転会」（以下、本運転会という）は、本会のメイン行事と位置付ける。

第46条（運転会の開催）

本運転会の開催は年2回とし、原則毎年春・夏の2回開催する。

尚、この費用については第26条の定めにより、年会費からその費用を捻出し充当する。また、会員の要請・意思により上記定例運転会以外にも小規模な運転会を開催する事が出来る。

第47条（開催期間）

本運転会の開催期間は連続する2日間とする。

第48条（日 程）

本運転会の日程については、最低2ヶ月前まで事前に各会員に通知するものとする。
尚、第46条に定める小規模な運転会については、この限りでない。

第49条（運 営）

本運転会の運営は役員が中心となつて行なう。
その分担及び任務については都度決定する。

第50条（レイアウト）

本運転会のレイアウト及び会員の配置については、会員全員の要望を聞いた上で、役員会で決定する。

第51条 (機材)

本運転会で使用する機材の内、本会で用意・提供する物品以外の車両・パワーパック・レール・その他必要とする機材については、全て参加会員自身が用意し持参するものとする。

又、各会員が個人所有する車両及び機材を使用する際には、必ず本人の承諾を得るものとする。

第52条 (注意義務)

本運転会で使用する、本会の所有の資産並びに会員個人所有の車両及び機材等を取り扱う際には、破損・破壊の無い様に最大限の注意・配慮をすること。

また、見学等の来客に備えて破損・破壊は勿論、怪我・事故の無い様に最大限の注意・配慮をすること。

第53条 (事故等による会員の責任)

会員による事故が発生した場合には、当事者において責任を持ち、良識を持ってこの処理に当たるものとする。

第54条 (補償)

運転会等、本会の活動に措いて、会員の不注意又は一般来場者の不注意による事故、及び輸送中の事故並びに会場の被災等による事故又は盗難等により、会員個人が所有する車輛並びに機材等が、破損・焼損・盗難にあった場合の他、いかなる場合、どんな事情があろうとも、本会は一切の補償はしない。

よって、当事者間で適切に処理するものとする。

第55条 (公開の原則)

本運転会は、第2条の目的及び第7条の方針に準拠し、原則公開とする。

第56条 (会員の協力)

本会会員は、本運転会が円滑に実施出来る様、事前準備から開催期間中及び撤収作業に至るまで、第20条の定めるところにより、会員が一体となり協力すること。

また、本運転会は会員相互の親睦・交流を深める事は基より、公開の原則により一般来場者にも楽しんで頂ける企画・運営に心がけるものとする。

第7章 その他

第57条 (トラブル等)

本会の行事に措いて、本人又は他会員がトラブル等に巻き込まれる可能性がある場合、又は巻き込まれた場合、及び身の危険を感じる場合又は危害が及ぶ危険性が感じられる場合は、役員又は他会員にその旨を伝える、もしくは自身がすみやかに警察に通報する。

第58条 (災害)

本会の行事に措いて、地震・火災等の災害が発生した場合、法令の定めに従い処置を取り、人命を優先し係員の指示に従いすみやかに避難すること。

第59条 (臨時会員)

本会の行事に措いて、会員外の者に手伝い及び応援して貰う場合、その者を本会のスタッフとして期間限定の臨時会員とする。

この場合、本規約第13条の入会資格及び第26条の会費等は除外する。
しかし、本規約中で必要とすべき条項については、会員同様に遵守する。

第60条 (職務の代行)

会長の不在や事故ある場合、又は職務を遂行不能な場合、委任がある場合等に、会長の職務は会長補佐が代行する。

更に会長補佐が同様の場合には、事務局、事務局補佐、以下補助役員（県人会長、監事）と続き代行する。

第61条 (会則の改定)

- ① 本会則は、必要により全会員の話し合い及び決議により、改定する事が出来る。
- ② 本会則を施行するために、必要な規約の制定・改訂及び役員に関する事項については、本会則施行日より前に制定する事が出来る。
- ③ 本会則の改定は、役員会で役員の過半数が決議し、次いで全会員の過半数がこれに賛成・決議しなければ成立する事は出来ない。
- ④ 規約案については、会員の採決により、可決した場合にのみ本会則となり、その効力を発する。

但し、本会則に反するものはこの限りでない。

第6 2 条 (制改定の履歴)

本会則には、制定及び改訂の履歴を残すものとする。

第6 3 条 (疑 義)

本会則で定めのない事項、及び疑義ある場合は、別途全会員の話し合い及び決議により良識を持って決定する。

第6 4 条 (施 行)

本会則は、2007年 3月 4日制定し、同日より施行する。

履 歴

1. 制 定 2007年3月4日 初版発行。

西多摩武蔵野会
入会申込書

西多摩武蔵野会
会長 殿

年	月	日
---	---	---

このたび私は、西多摩武蔵野会に入会を申し込みます。

※太枠内を記入下さい。

フリガナ			
氏名			
住所	〒 -		
(連絡先)	電話番号: () -		
	携帯番号: - -		
	E-mail:		
	ホームページ:		
生年月日	年	月	日
会への要望 及び 個人の事情 等 何でも			
未成年の 場合	西多摩武蔵野会入会申し込みを同意・承諾します。 保護者氏名: 印又はサイン 紹介会員名:		
決議日	年	月	日
	採決結果		可決・否決
会長承認	年	月	日
	年	月	日
	入会日		年 月 日

退 会 届

西多摩武蔵野会
会 長 殿

年	月	日
---	---	---

このたび私は下記理由により、西多摩武蔵野会を退会致したく、ご承認をお願い致します。

なお、会則に基づき納入済み会費と資産の配分は請求致しません。

※太枠内を記入下さい。

氏 名	印 (必ず押して下さい)
住 所 (連絡先)	〒 _____ 電話番号：(_____) _____ E-mail： _____
退会理由	
決 議 日	年 月 日
採決結果	可 決 ・ 否 決
会長承認	年 月 日

休 会 届

西多摩武蔵野会
会 長 殿

年	月	日
---	---	---

このたび私は下記理由により、西多摩武蔵野会を休会致したく、ご承認をお願い致します。

※太枠内を記入下さい。

氏 名	印 (必ず押して下さい)
住 所 (連絡先)	〒 — 電話番号：() — E-mail：
休会理由	
休会期間 (見込み)	年 月 日 から 年 月 日 まで
決 議 日	年 月 日
採決結果	可 決 ・ 否 決
会長承認	年 月 日
実休会期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

休 会 復 帰 届

西多摩武蔵野会
会 長 殿

年 月 日

このたび私は、西多摩武蔵野会を休会から復帰しますので、ご承認をお願い致します。

※太枠内を記入下さい。

氏 名	印 (必ず押して下さい)
住 所 (連絡先)	〒 - 電話番号:() - E-mail:
復 帰 日	年 月 日 より
会長承認	年 月 日
実休会期間	年 月 日 から 年 月 日 まで